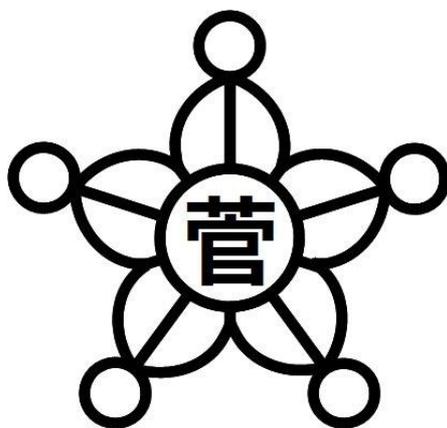


危機管理 マニュアル



枚方市立菅原小学校

改訂	
改訂 1 令和6年6月12日	改訂 4
改訂 2 令和7年5月21日	改訂 5
改訂 3	改訂 6

危機管理マニュアル

～目次～

- 1・ 学校防災マニュアル
- 2・ 不審者対応マニュアル
- 3・ 児童虐待防止マニュアル
- 4・ 健康危機管理マニュアル
- 5・ 水泳指導時における危機管理マニュアル
- 6・ 学校理科薬品等における事故対応マニュアル
- 7・ 光化学スモッグ発生時の対応マニュアル
- 8・ 食中毒の防止マニュアル
- 9・ 学級閉鎖及び学校閉鎖時の下校マニュアル
- 10・ 安全教育について
- 11・ 「Jアラート」の対応について

1. 学校防災マニュアル

(イ) 避難の一般的注意

1. 教師の立場

- ① 本部の命令や通報を聞き分けて、指揮者が全責任を持つこと。
- ② 在籍、欠席、現在人数を明らかにしておくこと。
- ③ 特別に状況の変化がない限り、所定の経路より所定の場所へ避難させること。
- ④ 児童に事故のないように、特に配慮を要する児童に注意すること。

2. 児童の立場

- ① 静かに素早く行動すること。
- ② 避難の際は、前の児童を押さないこと。
- ③ 指揮者の指図に絶対に従うこと。

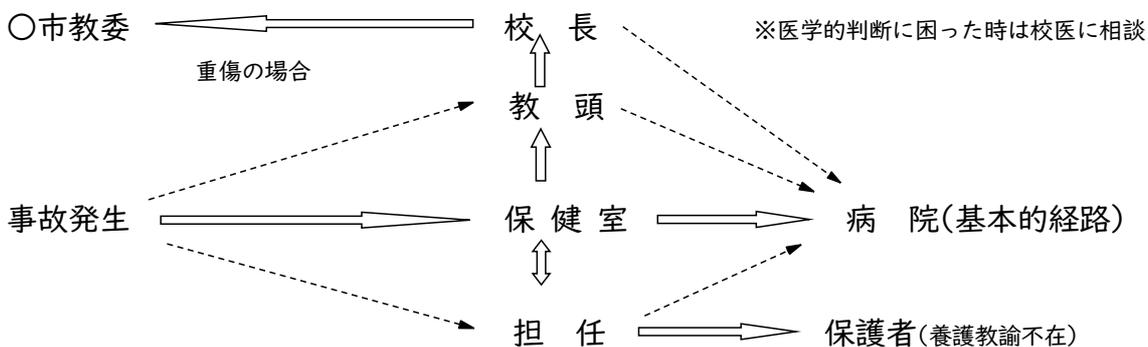
3. 退避後の処理

- ① 学級担任は、集合人員を正確に点検すること。
- ② その後、本部の指示により、行動すること。
- ③ 家庭との連絡を密にすること。

(ロ) 留意事項

- ・火災の時…発見者が火元近くの警報機のボタンを押し、火災を知らせる。
- ・地震の時…屋内では、担任の指示により、机の下に伏せ、地震が収まってから、迅速かつ冷静に屋外に児童を避難させる。
屋外では、即時行動を中止し、姿勢を低くして建物から離れる。
- 火気のある時（理科実験、調理実習、暖房中）は、消火し、電灯、電熱のスイッチをきる。
- ・台風の時…児童に帰る用意をさせて、地区別児童会の教室に集合させる。
ブロック長が人数確認をして教頭に報告する。
担任は、児童が教室に残っていないか見届ける。
地区担当者は、児童を地区まで送りどける。

(ハ) 事故発生時の処置について



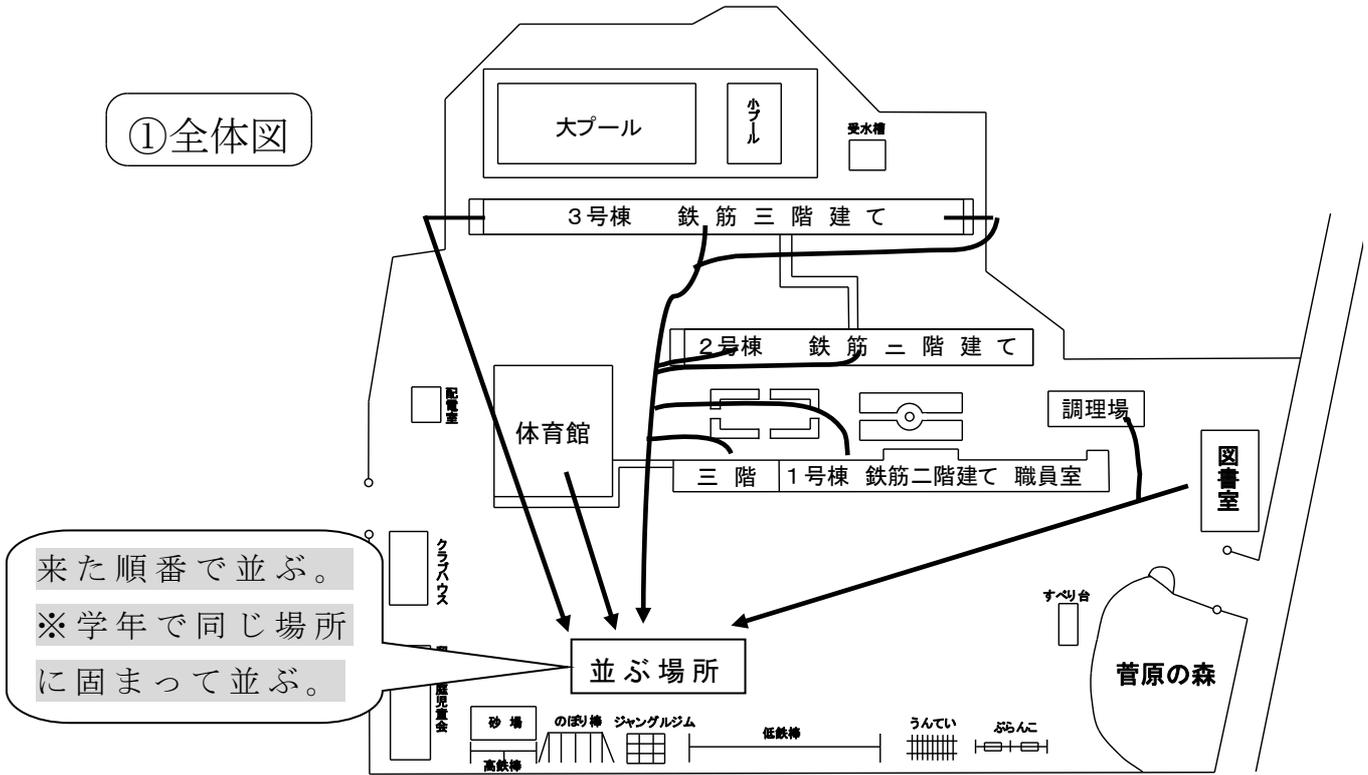
○ 養護教諭不在の時・・・管理職、担任等で引率

○ 応急手当・・・養護教諭、その場に居合わせた職員
重傷の場合はそばを離れない動かさない

○ 病院への移送・・・救急車・タクシー タクシーチケット有り 保管(校長横ロッカー)

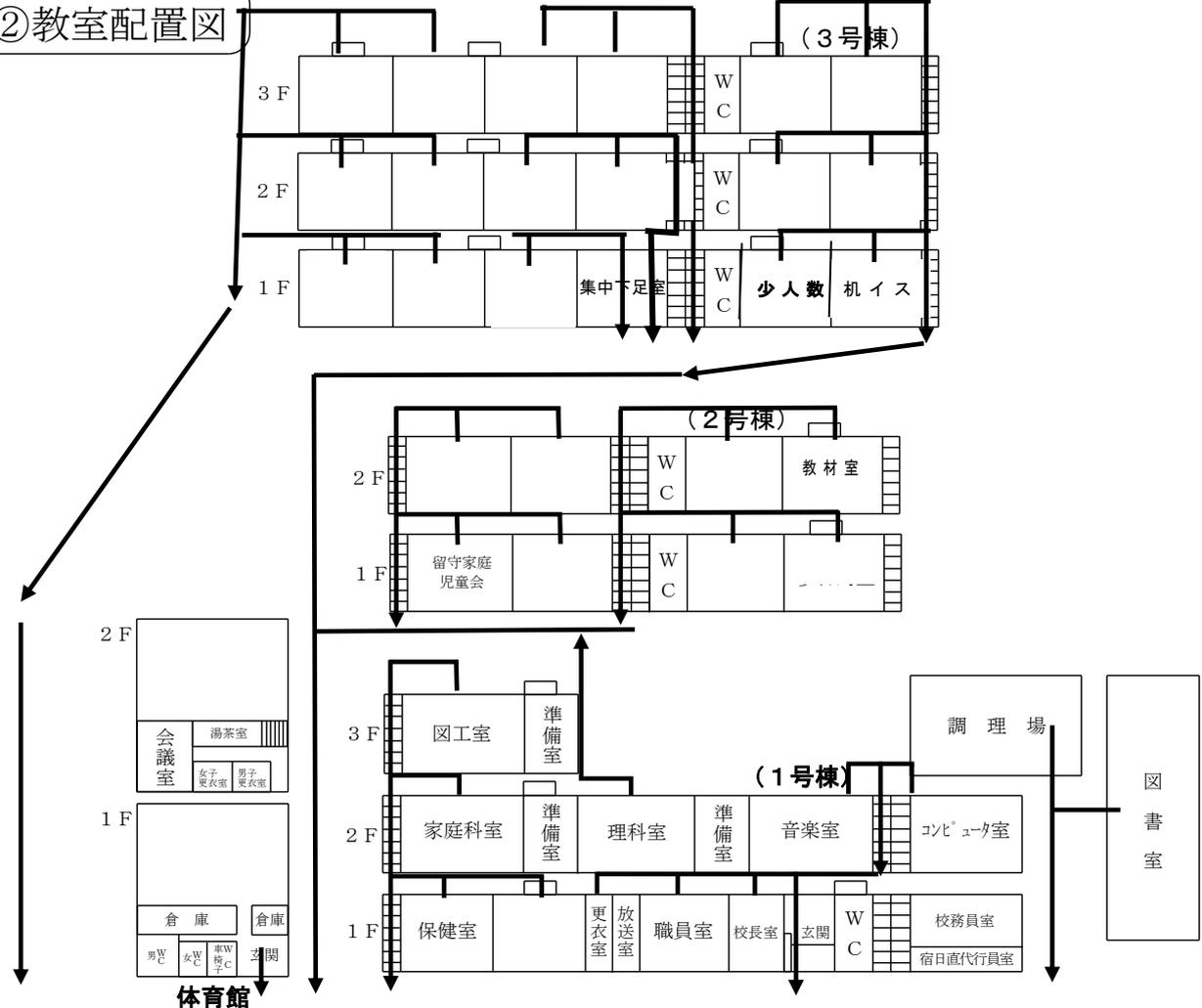
枚方市立菅原小学校 避難経路図

①全体図



来た順番で並ぶ。
 ※学年で同じ場所に固まって並ぶ。

②教室配置図



(ホ) 火災発生時の計画

1. 児童在校時における発生

- ①校舎建物に火災が発生した場合は、学校長はあらかじめ規定した避難並びに消防計画に基づき、沈着かつ敏速に児童を安全な場所に誘導避難させるとともに、火災発生を消防署、市教育委員会に連絡し、職員を指揮して初期消防活動を実施する。
- ②火災の状況により、延焼の恐れのある場合は、重要物品を安全な場所へ搬出する。
- ③安全な場所へ避難した児童は、火災の状況により、授業継続不可能な場合は、職員引率のもとに集団下校させる。

2. 児童不在時における発生

① 職員勤務時間中の場合

- 校長は消防計画に基づき、消防署、市教育委員会、警察署に連絡すると共に、職員を指揮して初期消火活動にあたる。
- 消防車到着と同時に、職員は消火活動に従事する。
- 校長は火災発生以後は、職員の出張、会議、行事等は一切中止すると共に、職員の掌握、異常の有無を確認する。

② 職員勤務時間外の場合

- 学校施設管理人は火災発生以後、速やかに消防署、警察署に連絡すると共に、学校長に連絡する。
- 校長は直ちに市教育委員会へ状況報告を行い、場合によっては職員の非常召集を行い、後の処置を講ずる。

③ 火災発生に伴い、学校教育に支障をきたす場合の処置

校長は火災等の消火後、被害状況によって、事後の学校教育に支障をきたす場合は、市教育委員会と協議して適切な処置を講ずる。

④ 火災防止対策

- 常時火気を使用する給食調理場、校務員室等は、厳重に注意し使用後の点検は確実にを行う。
- 可燃物の保管には特に注意し、管理を厳重に行う。
- 消火器、消火栓の設置場所をよく認知し、使用方法を知っておく。
- 冬季の暖房中は、ストーブ使用規定に従い、管理に万全を期す。
- 職員は常に防火意識を持ち、部外者の不審な行為に対しては連絡を密にする。

(ヘ) 地震発生時の計画

1. 児童在校時における発生

- ① 地震等は突発的に発生するものであるから、平素から事態発生の場合でもあわてず動じない行動がとれるよう指導する。
- ② 校長は、状況判断のうえ避難命令を出す。放送不能の場合、大声で連呼し指示する。
- ③ 学級担任は、沈着、冷静に避難措置を行う。通常の場合は、児童を机の下に避難させる。この場合は頭部を入れて両手で机の脚をしっかりと持たせる。余震までに避難命令があれば、速やかに誘導する。屋外に出るまでは、頭部への落下物等に注意し、傷害のないように配慮する。
- ④ 校長は、地震により火災が発生した場合は、直ちに火災発生時の計画に従い、関係機関への通報連絡、消火の処置をする。
- ⑤ 校長は、被害が発生した場合は、その状況により教師引率のもとに、児童を集団下校させる。ただし、家屋倒壊等甚大な被害がある時は、児童は下校させず保護者との連絡を図り、適切な措置をとる。
- ⑥ 校長は、被害発生の場合は、速やかに市教育委員会に報告し、事後の処置については、火災の項に準じて処置し、児童の就学に支障のないようにする。

2. 児童不在時における発生

火災発生時の場合に準じる。

3. 震度5弱以上の地震発生

①登校前 臨時休業

※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。

※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。

②登校中 児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難
→揺れがおさまった後、原則として登校”

③在校時 地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難⇒ 以降、臨時休業

↓

児童・生徒の確認・保護

↓

安否情報及び、下校について保護者へ連絡

↓

保護者への引渡し

④下校中 児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難

↓

揺れがおさまった後、原則として自宅へ

(ト) 台風時等の計画

「枚方市」に台風等、特別警報、暴風警報発令に伴う緊急の措置

児童の安全を第一に考え、下記の通り措置をする。

1. 児童在校時における発生

特別警報・・・原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応する。

メール等で保護者に連絡し、引き渡しについては、「非常変災時引き取り者登録カード」の記載内容に沿って行う。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雨警報

学校よりメール等で保護者に通知し、引き渡しをする。

なお、待機児童の引き渡しについては、「非常変災時引き取り者登録カード」の記載内容に沿って行う。

※校舎の窓は全部閉鎖する、また校舎周り、運動場など学校敷地内で風で倒れたり、飛んだりするなど危険な物がないか安全点検を行う。

2. 児童登校前における発生

枚方市に特別警報

午前7時現在	発表中	学校は臨時休業とする。
--------	-----	-------------

枚方市に暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雨警報

午前7時現在	発表中	児童の登校を見合わせ自宅待機とする。
午前7時～9時	解除	第2校時(9:35)より通常授業、給食有り。 登校班でいつもの集合場所に9:10に集合し、登校する。
午前9時現在	発表中	児童の登校を見合わせ自宅待機とする。
午前9時～10時	解除	第3校時(10:40)より授業。 登校班でいつもの集合場所に10:10に集合し、登校する。 第4校時終了後下校、給食なし。
午前10時現在	発表中	学校は臨時休業とする。

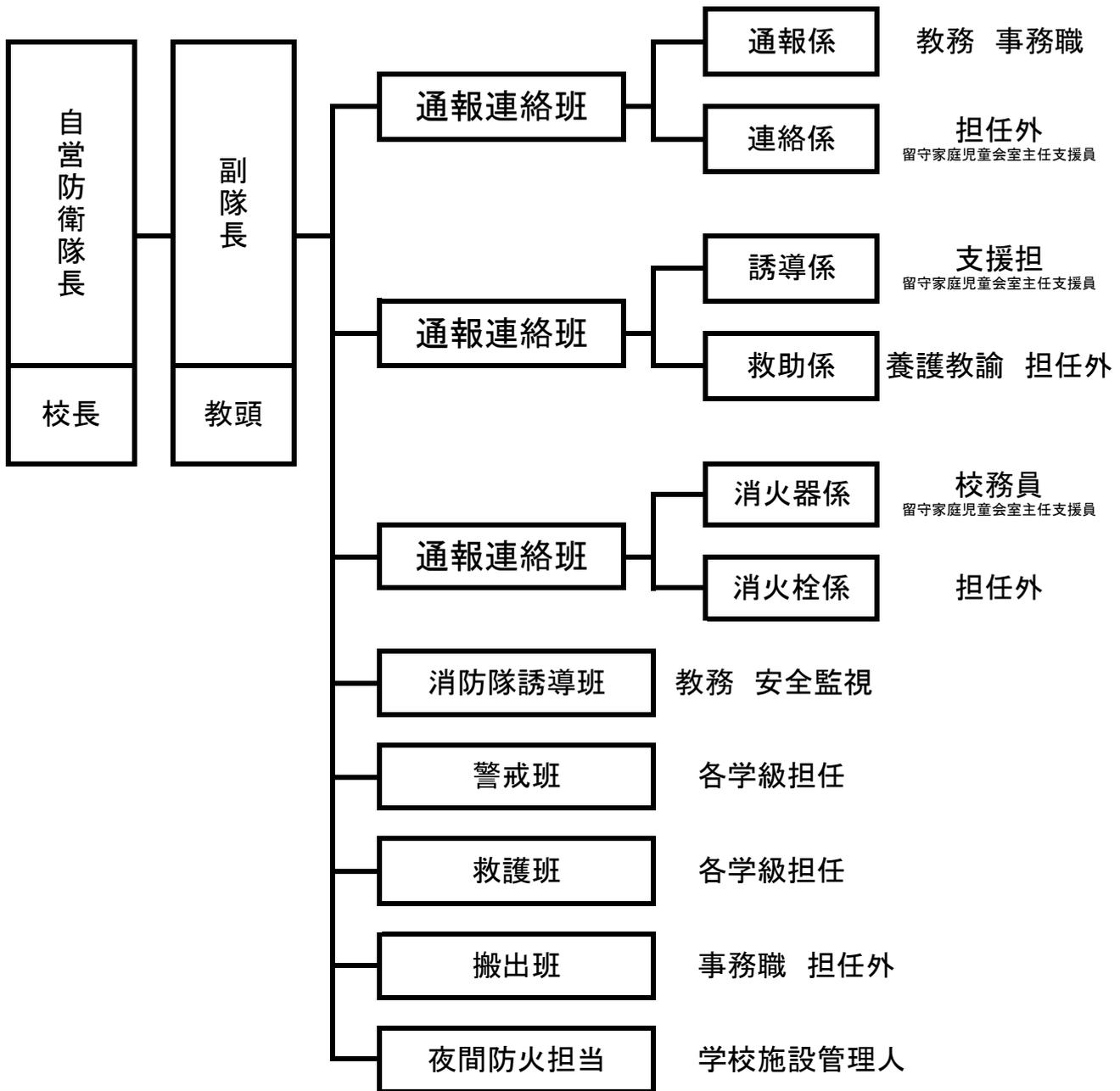
枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合

・気象情報及び避難情報により、上記の対応と異なる場合もある。

※教職員は警報発表の有無を問わず可能な限り出勤する。当日の行事等は一切中止して学校警備に当たる。

※火災・地震発生時、風水害時、不審者発見時には、以下の組織図通りの分担で、各職員が行動する。

自衛消防組織図



※火災、地震、風水害、不審者出没等によって心のケアが必要な児童に対する支援体制
(心のケアについて)

健康観察等により速やかに子どもの異変に気づき、問題の性質(「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等)を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織(教育相談部等)と連携して組織的に支援に当たる。

健康観察では、災害や事件・事故発生時における子どものストレス症状の特徴を踏まえた上で、健康観察を行い、子どもが示す心身のサインを見過ごさないようにする。

2. 不審者対応マニュアル

(イ) 不審者侵入時の計画

1. 基本的な対応

- ① 児童の命を守るための行動、児童の避難経路の確保を最優先とする。
- ② 不審者の行動確認を行い、早期対応を図る。

2. 児童の安全確保

- ① 非常ボタンやホイッスル等により不審者の侵入を知らせる。
- ② 不審者の侵入箇所を連絡体制により全職員に周知する。 * 「連絡体制」
 - ・校内放送（犯人に気付かれない連絡内容で）
 - ・サイレン（防災機器の活用）
 - ・さすまた活用
 - ・ハンドマイクの使用等
- ③ 児童の避難 * 「避難経路」
 - ・生命第一に考え、避難を優先させる。
 - ・不審者が凶器を持って室内や廊下で暴れた場合、警察の到着まで安全な場所に避難させる。
- ④ 不審者の侵入経路の遮断
 - ・さすまた・机等を活用

3. 不審者への対応

- ① 不審者の行動の把握と侵入の遮断
 - ・不審者が学校外へ出ていった場合、児童の安全確認と2次被害の防止に努める。門扉の施錠など学校内への再侵入の遮断行為を迅速にとる。
- ② 事件発生と同時に警察・救急車の手配。
- ③ 他機関への連絡
 - ・教育委員会に連絡
 - ・保護者への連絡
 - ・近隣校への連絡

4. 対策本部の設置

- ① 校長室に本部を設置する。
 - ・全職員への連絡
 - ・不審者への対応方法の指示
 - ・他機関への連絡
 - ・児童の安全確保のための行動及び引き渡しの指示
- ② 連絡及び指示は校長・教頭を中心に行う。

5. 日常的対策

- ・ホイッスルの携行
- ・来訪者用入校証（受付簿）
- ・PTAによるパトロール
- ・校内表示板設置
- ・校門の施錠
- ・インターホン（カメラ付）での対接
- ・校内巡視
- ・防犯教室の開催
- ・地域住民への協力依頼
- ・校門指導
- ・不審者侵入時の対応研修
- ・学校安全監視員との連絡

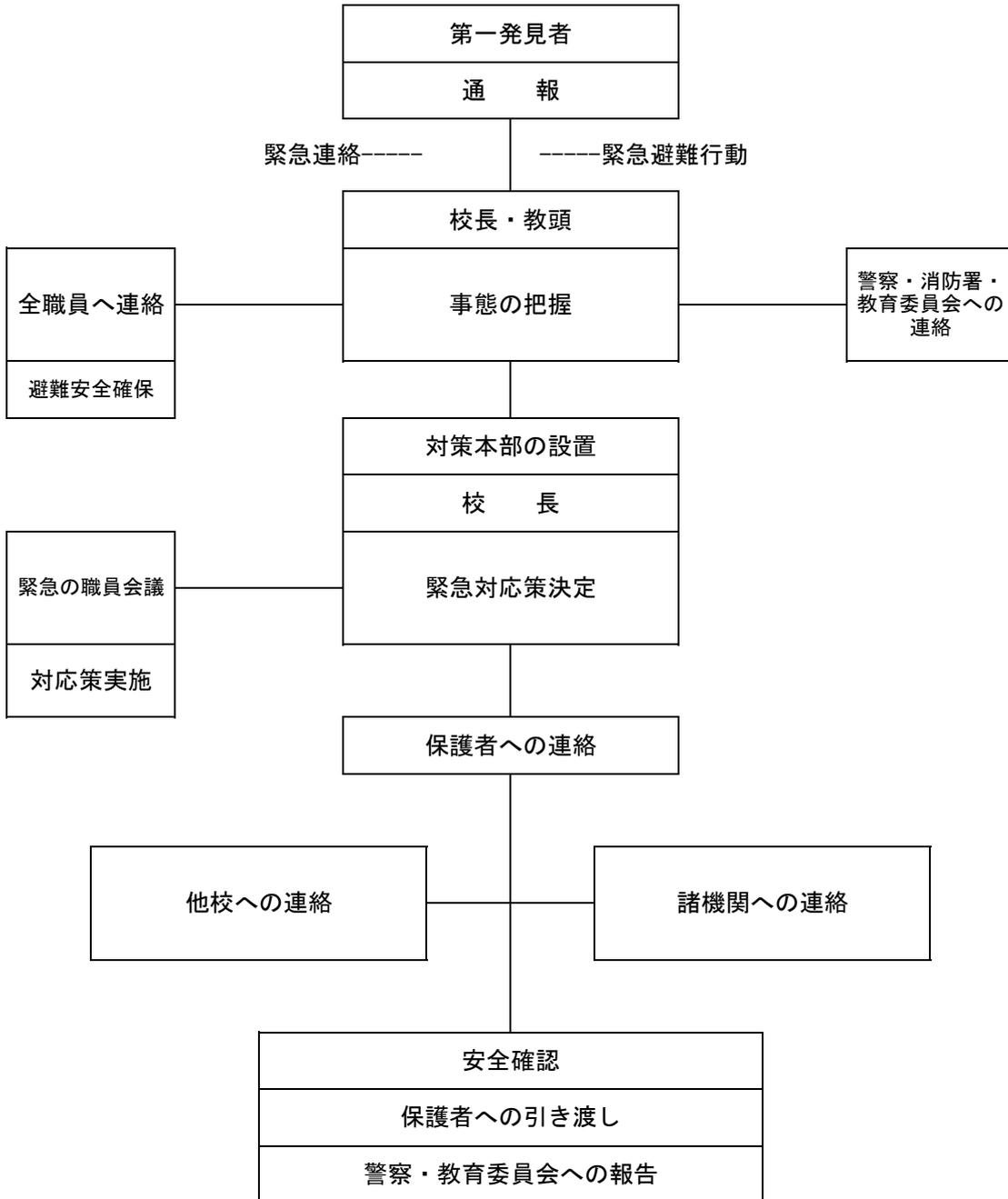
6. 緊急時の対応………情報の把握・確認に努め安全を最優先に適切に対応する。

- ① 緊急時児童は学校待機…（関係機関と情報交換し把握に努める。PTA保護者地域へ連絡協力依頼）
- ② 全校地区別集団下校……地区担当引率（PTA保護者地域へ連絡協力依頼）
- ③ 学年地区別集団下校……担任及び担任外が地区を分担し引率（PTA保護者地域へ連絡協力依頼）
- ④ 学年一斉下校………担任が地域を分担し引率。担任外は地域をパトロール
- ⑤ 学級毎の同一地区下校…学級で注意を喚起し、生指、担任外、フリーで行ける教職員がパトロール
- ⑥ 放課後の発生………教職員が担当地域をパトロール

来校児童は学校で待機させ、職員の地域への引率又は保護者による迎え

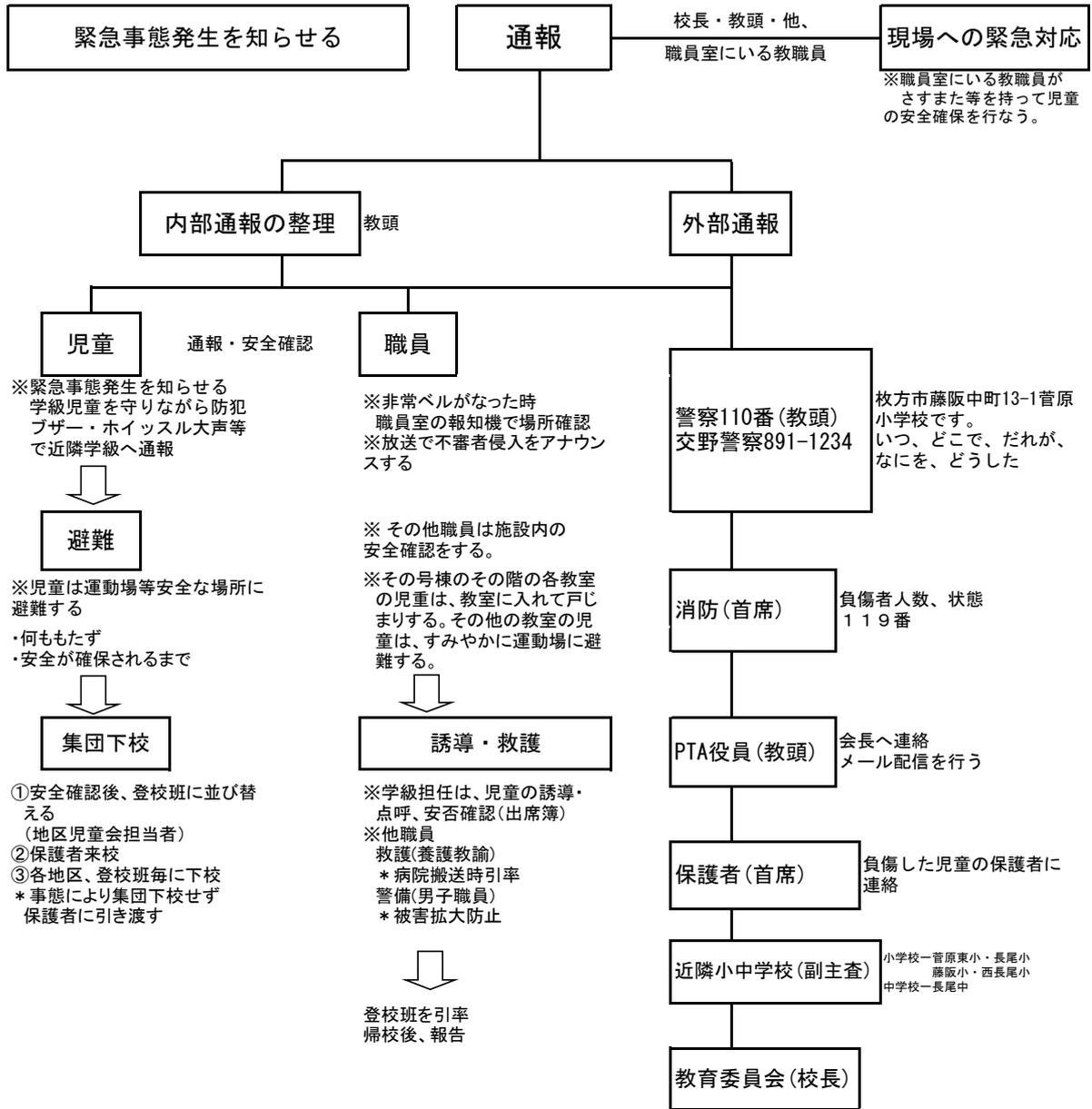
※留守家庭児童は学校待機させ保護者の迎えを依頼。

(口) 連絡体制



(ハ) 不審者侵入等緊急事態対応マニュアル

【不審者侵入等の緊急事態発生時】



【休憩時間等担任が教室に不在の場合】

- ①緊急事態を察知時点で携帯電話等で職員室へ通報、児童には笛、口頭で危険を知らせ避難を促す。
- ②通報を受けた職員室の職員は校内放送で全職員、児童に知らせる。 また、警察へ110番通報する。
- ③男性職員を中心に現場に急行し被害の拡大防止と不審者確保に努める。(※さすまた、携帯電話、笛を持参)
- ④職員は担当場所に移動し、全児童を鍵の掛かる建物へ避難させる。(運動場→体育館or図書室 中庭→3号棟)
- ⑤不審者対応職員は警官が到着するまで不審者をできるだけ校舎から離し、確保に努める。
- ⑥建物内の職員は教室等に鍵をかけ、児童の安全確保に努め、次の指示を待つ。
(担任のいない学級は学年の他の職員が兼ねる)
- ⑦警官が到着後不審者を逮捕したのを確認し、放送で職員児童に知らせ、運動場または体育館に集合させ、点呼と安全確認を行う。
- ⑧もしも、不在児童がいる場合は至急搜索・救出を行う。

(二) 学校外不審者出没時の対応計画

1. 基本的な考え方

- ①危機管理意識をもって不審者に対する連絡体制及び避難計画・訓練を確立し、学校の安全管理体制の充実に努める。
- ②不審者情報に対して機敏に対応し、地域、PTAと連携し、パトロールを実施する。
- ③学校としてのきまりを確認、点検し、登下校の時間を順守し、児童の登下校の安全確保に努める。登下校時に課題がある場合、組織的解決を図る。
- ④防犯・防災教育の徹底に努める。基本と改善を取り入れた訓練を実施し、より一層の定着を図る。
- ⑤家庭訪問、地域パトロール等を自発的に行い、長期休業期間中における児童の生活把握に努める。

2. 指導する上での留意点

- ①人気ない所を通ったり、そこで遊んだりしない。
※曲がり角、公衆トイレ等に注意する。
※外出時は保護者に何処へ・誰と・何時帰るのかを告げる。
- ②知らない人には絶対ついて行かない、近づかない。
- ③危険を感じたら大声・ホイッスルを吹き助けを求める。
(交番・商店、近くにいる大人・子ども110番の旗のある家・大通りへ出る………)
※助けを求める大声、ホイッスルの練習を定期的に行う。
※子ども110番の旗の確認を定期的に行う。
- ④一人で行動するのはさける。二人以上で行動する。
- ⑤PTAと連携し、防犯パロールを実施する。
- ⑥登下校時は近所の方々が語り合うなどして児童の様子を見る。
※地域への協力要請
- ⑦警察等関係機関と連携し安全・防犯教室等開催する。
※1年生防犯教室、3年生自転車教室、5年生・6年生非行防止教室
- ⑧不審者侵入対応訓練を実施し、児童の危機管理意識を育成する。
※関係機関と連携し、訓練を実施する。
- ⑨メール配信システムを活用し、保護者へ迅速な情報に提供する。
- ⑩保護者への協力を求めるため啓発を行っていく。
- ⑪日常から情報の収集にあたり教職員・保護者・地域諸団体に周知すると共に互いに情報交換し協力する。
※生活指導部が核となり、情報の収集・整理を行っていく。
※不審者情報に対しては生活指導部が核となり、校区パトロールを迅速に行う。
- ⑫職員会議・職員朝礼・PTAの会議行事・地域の会議行事を活用し情報交換にあたる。
- ⑬児童へは教育活動全般の中で安全について指導する。
※児童集会・学級会・終わりの会等の活用
※終業式で生活指導部が休業期間中の生活について説明する。

(ホ) 不審者対応訓練

目的 緊急時を想定し、速やかにかつ安全に避難できるように訓練を行う。ただし、児童に不安をあおることにならないように配慮する。

基本的な考え 児童の安全を第一に考え、安全を確保する。

想定 不審者が授業中に、校地内へ侵入。

動き ①避難訓練の主旨、時刻を事前に知らせ、混乱が起こらないように配慮する。

②避難訓練

・**全校放送** 避難訓練の予告をする。

(教頭) これは、訓練です。これは訓練です。ただ今より不審者を想定した訓練を行います。(繰り返す)

児童の皆さん、先生方、地域の皆さんにお知らせします。

今から、非常時の避難訓練を行います。これは命を守る大切な練習です。

放送を聞いて、落ち着いて行動しましょう。

・**事故(事件)発生。**(不審者が、正門玄関の大きな入り口から侵入し、池付近で様子をうかがう。花壇で水やり中の校務員が不審に思い、職員室へ連絡する。)

① 不審者を知らせる校内放送を行う。

不審者を刺激しないような内容で放送する。

② 教室は戸・窓を閉め施錠。

③ 校舎外の見回り(担任外A・B)、警察に通報(担任外C)

④ 校舎内の見回り、安全確認(担任外D・E)

⑤ 安全を確認後、避難。

⑥ 全校放送(教頭または担任外C)で避難命令を出す。

安全が確認できました。今から運動場で全校集会を行います。

落ち着いて運動場に移動し、避難訓練の隊形に並びましょう。

・児童は担任の指示に従い、すみやかに押し合わず、上靴のまま避難する。

・児童名簿を携行する。

・運動場に集合し、他の避難訓練の時と同じように並び

・担任はすぐに人数確認し、教頭に人数報告をする。「〇年〇組出席〇人欠席〇人計〇人」

・校長先生から安全の話を聞く。

・解散(学年ごとに移動する。校舎に入る時は、上靴をよくぬぐい土をおとす。)

担当 ・総指揮 校長

・避難誘導 各教室(支援学級も含む)・・・指導している教師

保健室・・・養護教諭

・救援(職員室にいる職員)

状況に応じて、「防具」など身を守るものを持って、現場に急行する。

児童の安全を考え、相手を興奮させることのないようにする。

児童が安全な場所に避難するまでの防護救援である。

・救護 救護バックをもってでる。(養護教諭)

☆呼子笛について

・職員は、いつでも使用できるように常時携行しておく。

・児童にも目的・使い方を指導しておく。

3. 児童虐待防止マニュアル

イ. 早期発見対応

- ・全ての教職員が早期発見・早期対応していく。
- ・全ての教職員が虐待に対して早期に発見もしくは虐待に対する情報をいち早く知り得る立場にあることを目覚し、虐待防止に努めるものである。
- ・虐待に対する情報を得た場合、虐待対応担当者、管理職が中心となり、情報の把握に努め、関係機関と連携を行っていく。

児童虐待の防止等に関する法律 第2条

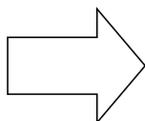
- ・学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

児童福祉法25条

- ・要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

ロ. 虐待に対して

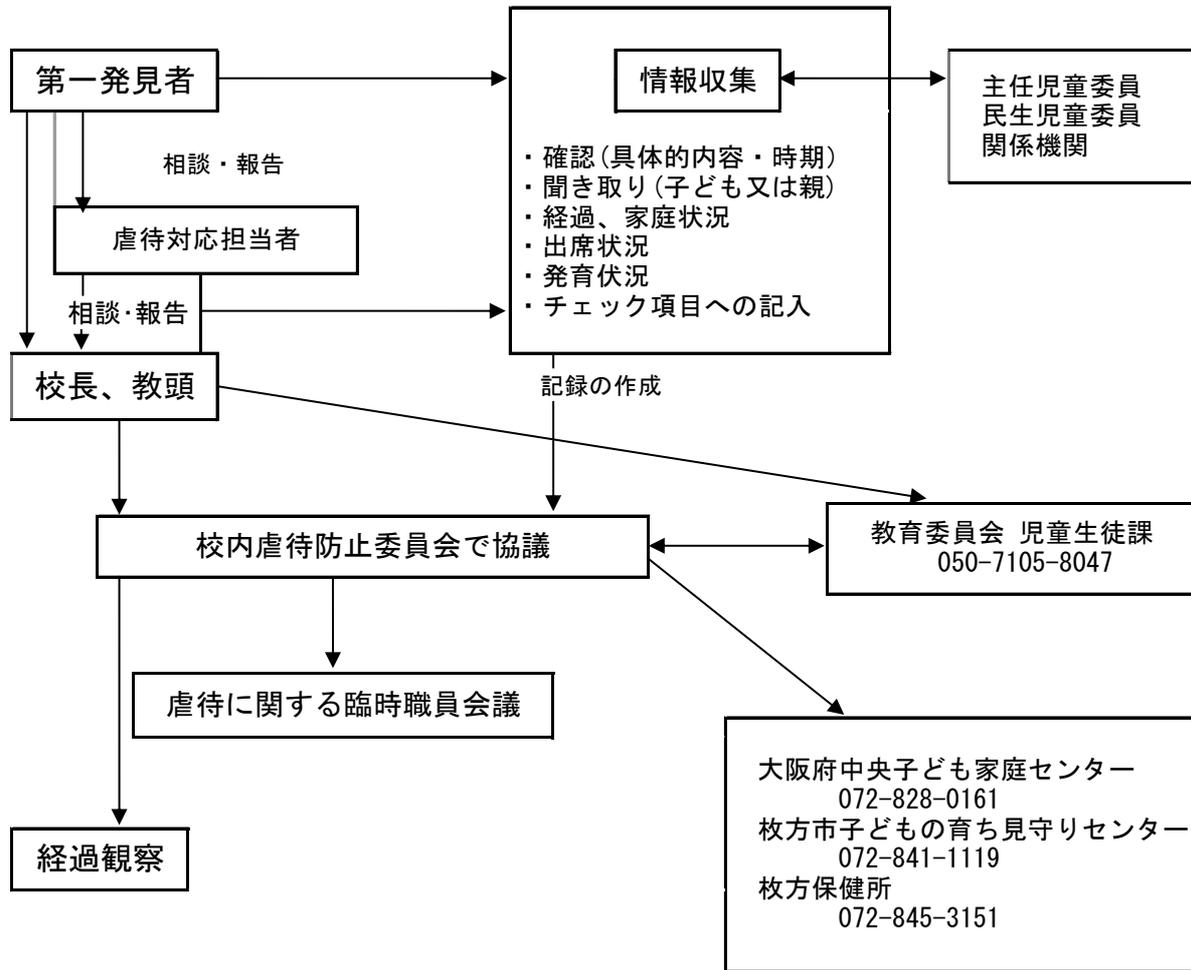
- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③ネグレクト
- ④心理的虐待



子どもを虐待から守る5か条

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
「通告は義務＝権利」
2. 「しつけのつもり……」は言い訳
「子どもの立場で判断」
3. ひとりで抱え込まない
「あなたにできることから即実行」
4. 親の立場より子どもの立場
「子どもの命が最優先」
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる
「特別なことではない」

ハ. 虐待対応全体図



相談報告

虐待問題については、一人で抱え込まず職場全体で考えていく。虐待を疑ったら、先ず、虐待対応担当者、または、校長、教頭に相談・報告する。

虐待対応担当者・管理職

- ①第一発見者からの相談 ②情報収集 ③各機関への連携

情報収集

迅速に多方面にわたり、情報を収集（複数対応）する。その際、記録表に記入する。

虐待防止委員会

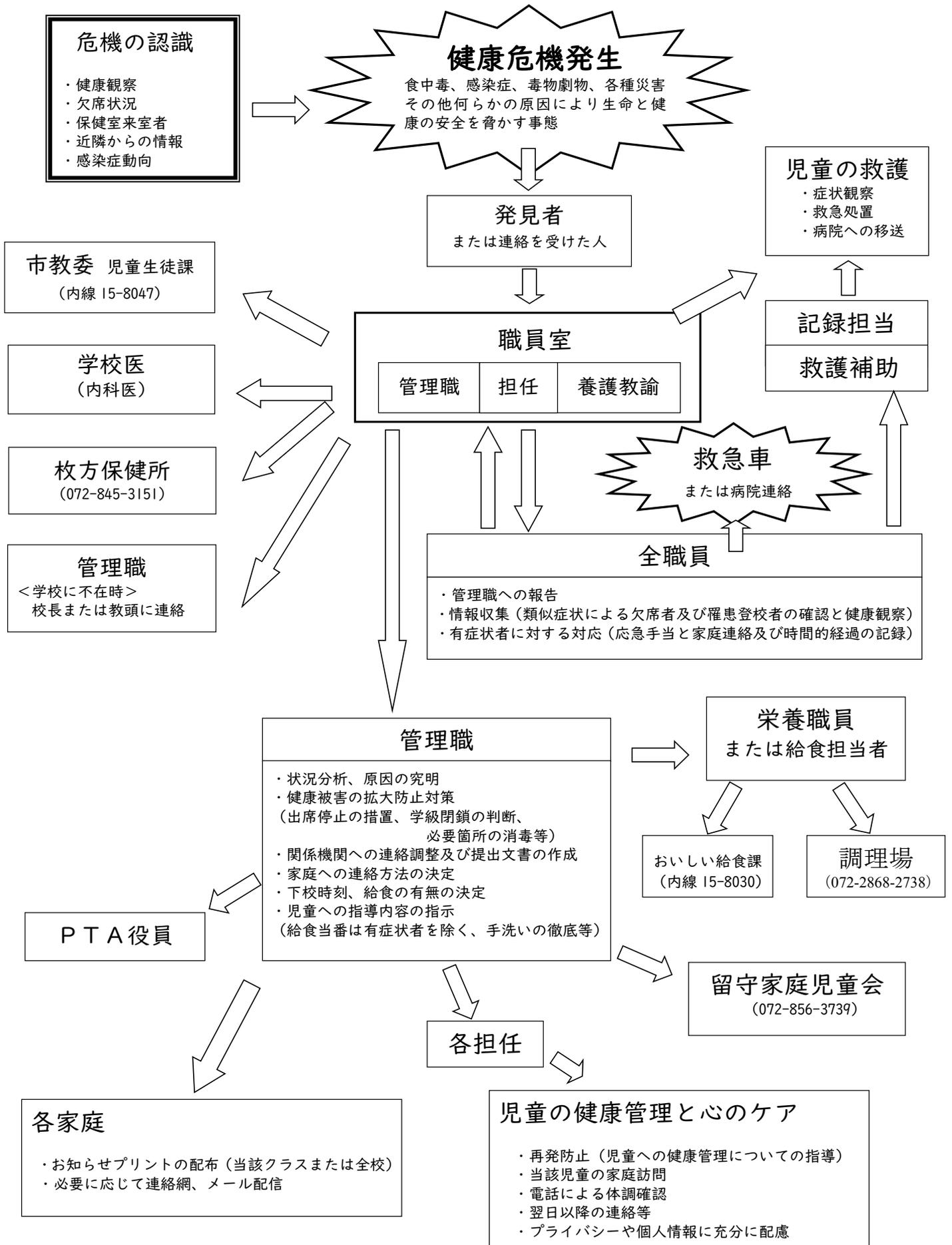
生活指導部を中心に構成する。学校において共通理解を図り、必要な情報は、共有化するが、プライバシーの保護には十分留意する。

経過観察

見守り・経過観察の継続

4. 健康危機管理マニュアル

イ・健康危機発生時の対応について

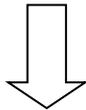


ロ. 感染症集団発生の初期対応のマニュアル

状況把握

罹患した欠席児童が学級で約5名を超えた場合
または
感染症拡大など管理職が判断した場合

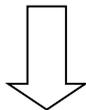
- ・欠席理由を把握して、管理職及び養護教諭に報告
(通常の欠席カード提出以外に口頭での報告)



児童の健康状態把握

クラス全体の健康観察 ※通常の欠席カードと別の様式

- ・欠席数、欠席理由、罹患児童数など確認
欠席数調査用紙に記入し、管理職または養護教諭に提出



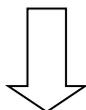
二次感染予防

児童への指導

- 手洗い・うがいの励行
- 咳・くしゃみエチケットの徹底
- アルコール手指消毒
- マスクの着用
- 給食時の座席等配慮

その他の対応

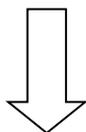
- 必要箇所のアルコール消毒(ドアノブ・手すりなど)
※嘔吐下痢症状流行の場合、次亜塩素系消毒薬を使用



対策委員会設置

学校医と相談の上、管理職が
学校閉鎖・学級閉鎖措置など対策の決定

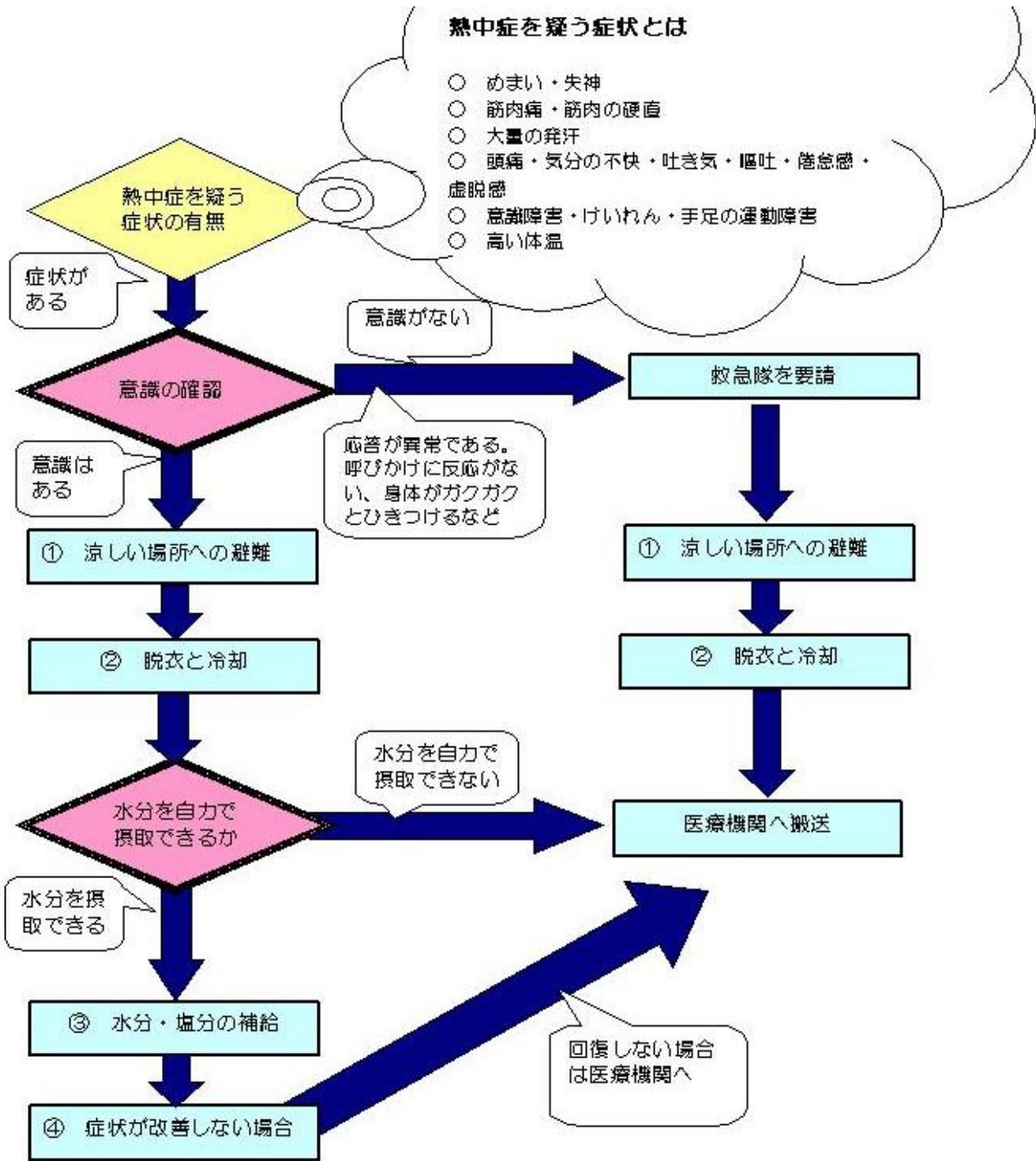
- ※養護教諭が学校医に連絡
- ※必要がある場合は、保健所に相談



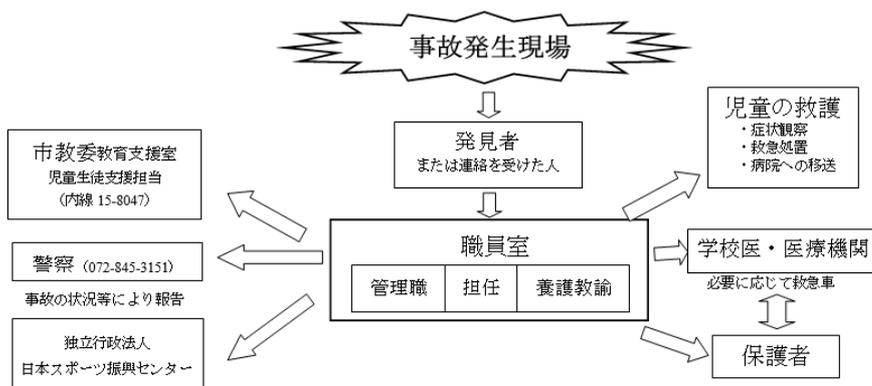
家庭・関係機関への
連絡

- 管理職：教育委員会に連絡
- 教務主任：家庭連絡プリントの作成

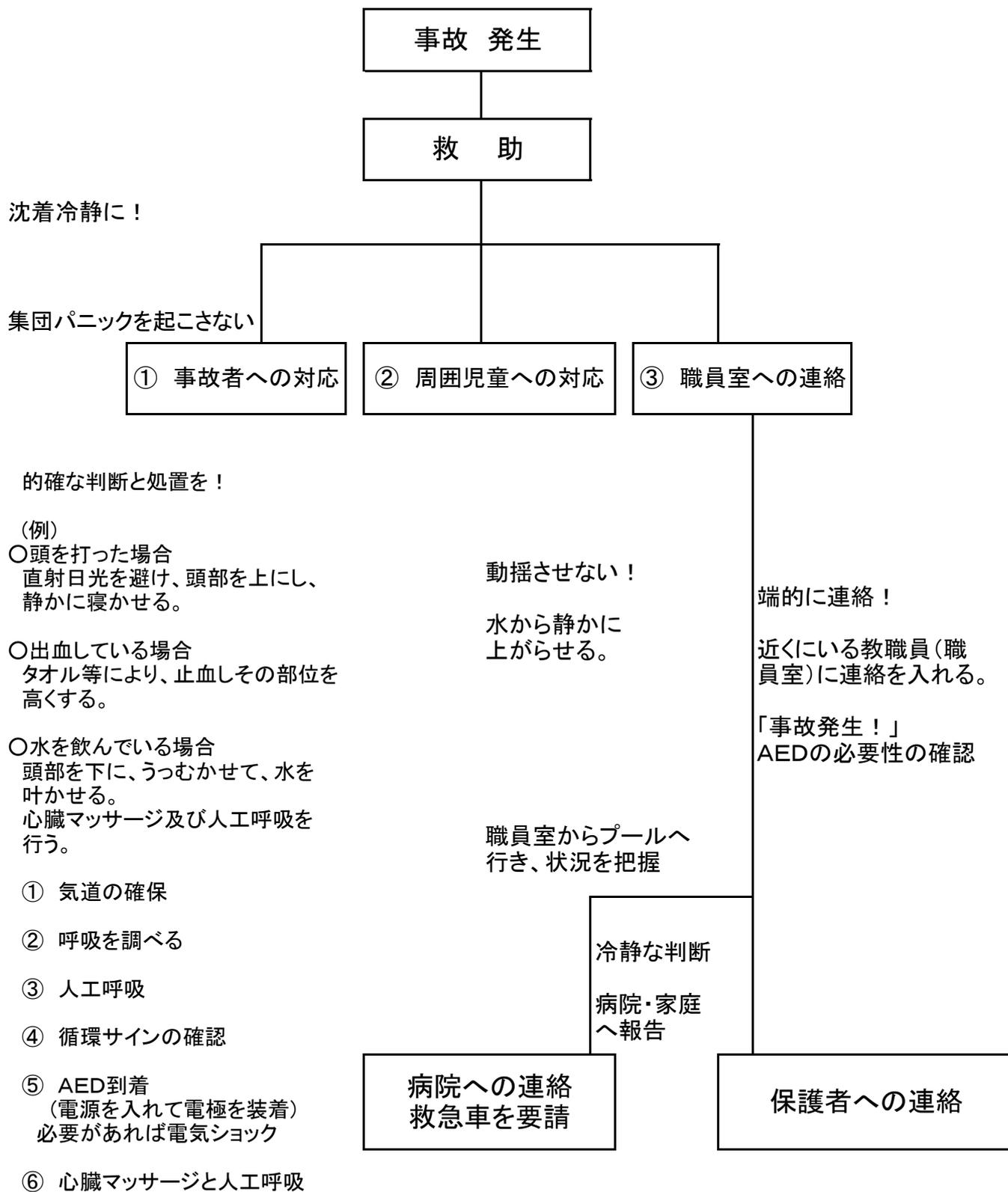
二. 熱中症への対応マニュアル



※医療行為が必要な場合の連絡体制



5. 水泳指導時における危機管理マニュアル

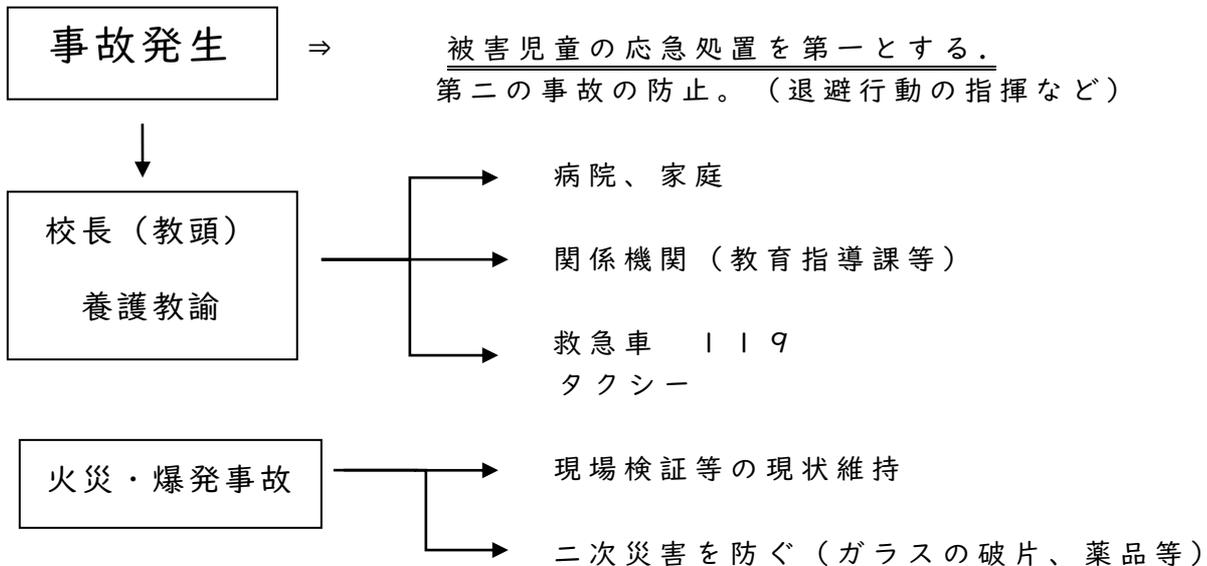


※電話番号は職員室に一覧有り

6. 学校理科薬品等における事故対応マニュアル

【事故が発生した場合の基本的な留意事項】

◎薬品などに身体的被害を受けた場合



◎使用時のトラブル防止のために

- 1、**誤飲した場合**・・・何をどれだけ飲んだかを把握し、医師に伝える。
吐かせると危険な場合もあるので、気道を確保し、救急車を待つ。
A [塩酸・水酸化ナトリウム・アンモニア水・過酸化水素水]
救急車を呼ぶ → 気道を確保し、横向きに寝かせる。
B [メタノール]
救急車を呼ぶ → 気道を確保し、横向きに寝かせる。激しく嘔吐する場合があるので、嘔吐物によって窒息しないように注意する。
- 2、**目に入った場合**・・・眼科に連絡 → 眼科医の診察を受ける。
○洗面器に水をたくさん入れて、その中で目をパチパチする。(20分以上)
○水道で目を洗う場合は、水を勢いよく出さない。(角膜を痛めるため)
- 3、**皮膚についた場合**
A [塩酸などがズボンにこぼれた場合]
服の上から水を流す → 病院へ
B [水酸化ナトリウムがついた場合]・・・皮膚を溶かす性質がある
●皮膚についた場合・・・大量の水で流す → 病院へ連れていく
(粒状の物は火傷しないように気をつける
粒状の物 → 水に溶ける → 発熱反応 → 火傷)
●服についた場合・・・粘膜の部分に触れないように気をつける → 病院へ
- 4、**ガス中毒**
救急車を呼ぶ → 換気のいい場所へ連れていく
- 5、**火傷**
大量の水で冷やす。(20分以上)
火傷の状況に応じて、病院に連れて行く。

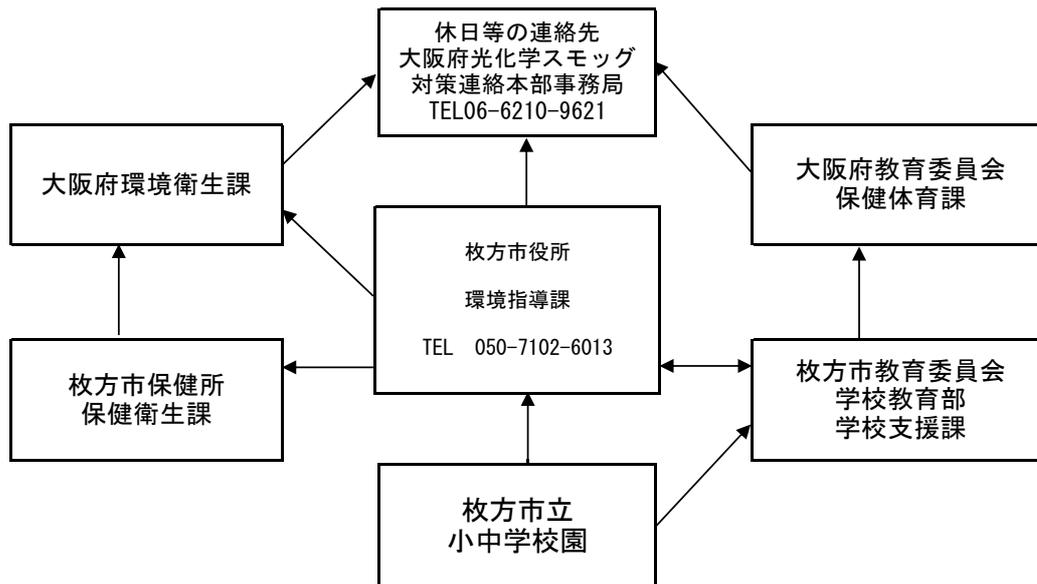
7. 光化学スモッグ発生時の対応マニュアル

予報等の発令時における周知事項

- ・被害が発生した場合、直ちにうがい、洗眼をし、屋内に入る等の措置を講じること。

区分	周知事項
予報	<ol style="list-style-type: none"> 1 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。 2 症状の有無を点検すること。 3 病弱な者及び当日身体の調子の悪い者は屋内に入れること。 4 症状を訴えた者があれば直ちに屋内に入れるとともに、枚方保健所又は環境指導課に連絡すること。
注意報	<ol style="list-style-type: none"> 1 症状の有無を点検すること。 2 病弱な者及び当日身体の調子の悪い者は屋内に入れること。 3 屋外での過激な運動を避けること。 4 症状を訴えた者があれば直ちに屋内に入れるとともに、枚方保健所 又は環境指導課に連絡すること。
警報及び 重大緊急警報の時	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋外の運動をやめて屋内に入れること。（うがい、洗眼をさせること。） 2 症状を訴えた者があれば直ちに、枚方保健所又は環境指導課に連絡すること。

学牧園での光化学スモッグ被害の連絡経路図



8. 食中毒の防止マニュアル

0-157については、下記の市教育委員会からの指示に沿い、衛生管理を徹底する。
(保健指導)

1 学校施設等の衛生管理

- (1) 調理場、手洗い場、トイレ、プールなど学校施設等の衛生管理の徹底を図ること。
- (2) 飲料水の水質検査は「学校環境衛生の基準」に基づいて日常点検を実施すること。

2 園児、児童、生徒等に対する保健指導について

- (1) 石けんと流水による手洗いの励行を指導、啓発すること。
- (2) 園児、児童、生徒に対する日常の健康観察をおこなうこと。特に腹痛、吐き気、下痢等の症状を示した場合は、速やかに医師の診断を受けるように勧奨すること。学校において発見され、早退させる場合は必ず保護者に連絡を取ること。
- (3) 保護者に対しても食中毒予防のための啓発をおこなうこと。

※本校では、飼育担当の児童は、飼育小屋の清掃等の後は、消毒薬による手洗いを徹底する。

※生水を飲まないため、必要に応じて水筒を持参する。

※児童に0-157等による食中毒があった時は、プライバシーの保護に十分配慮しながら、校医・学校薬剤師・教育委員会へ相談・報告等連携をとり、二次感染を未然に防ぐために万全の処理をする。

9. 学級閉鎖及び学校閉鎖時の下校マニュアル

A インフルエンザ等による学級閉鎖時の下校マニュアル

学校・学年・学級閉鎖をするにあたっては欠席人数、罹患者数などの状況を把握した上で、学校医、教育委員会学務課と協議し決定する。

[視点]

1. 児童の健康維持、感染防止を前提に考える。
2. 保護者への周知と下校時と自宅の安全を確認し下校させる。
3. 帰宅後の確認がとれない限り、児童の下校は認めない。
4. 児童の欠席理由罹患状況を把握し校医さんと協議する。市教委・留守家庭児童会へ連絡し学級閉鎖等の対応について打ち合わせする。
5. 学級閉鎖時の給食停止依頼→栄養士

[対応マニュアル]

- ①メール配信等で全保護者への周知をする。
- ②担任又は職員は全保護者へ連絡し下校時刻と学級閉鎖と期間、健康維持、過ごし方等を伝える。
- ③留守家庭児童会への保護者への連絡は必ず連絡し、下校の方法を確認する。→とれない場合は学校待機
- ④学級閉鎖時の下校は児童の帰宅時の安全を確認してからとする。
- ⑤下校時刻は当日の授業時間を考慮し適切な時刻に下校させる。
全児童家庭へ連絡する。
留守家庭児童会在籍については下校の仕方について保護者に確認する。
- ⑥児童へ休み中の過ごし方や健康維持などの諸注意、及び諸連絡をしてから下校させる。
- ⑦関係の保護者へ文書を作成し周知する。

[留意点]

※保護者が児童の下校を知らない中で下校はさせない。
※担任だけでは対応しきれないので職員は連携して保護者等への連絡を行う。

B 学年・学校閉鎖時の下校マニュアル

[視点]

1. 児童の健康維持、感染防止を前提に考える。
2. 保護者への周知と下校時と自宅の安全を確認し下校させる。
3. 帰宅後の確認がとれない限り、児童の下校は認めない。
4. 人数が多くなるのでPTA・留守家庭児童会に保護者への連絡を依頼する。
5. 児童の欠席理由罹患状況を把握し校医さんと協議する。市教委・留守家庭児童会へ連絡し学級閉鎖等の対応について打ち合わせする。
6. 閉鎖時の給食停止依頼→栄養士

[対応マニュアル]

- ①メール配信等で当該学年全保護者への周知をすると共に、PTA副会長へ連絡する。
- ②留守家庭児童会在籍の保護者へは下校までに閉鎖の旨を必ず連絡し、下校の方法を確認する。
→連絡が取れない場合は学校待機
- ③担任又は職員は児童下校後留守家庭児童会以外の保護者へ連絡し、学級閉鎖と期間、健康維持、過ごし方等を伝える。
- ④下校時刻は当日の授業時間を考慮し適切な時刻に下校させる。
全児童家庭へ連絡する。
留守家庭児童会在籍児童については下校の仕方について保護者に確認する。
- ⑤児童へ休み中の過ごし方や健康維持などの諸注意、及び諸連絡をしてから下校させる。
- ⑥関係の保護者へ文書を作成し周知する。

[留意点]

※保護者が児童の下校を知らない中で下校はさせない。
※担任だけでは対応しきれないので職員は連携して保護者等への連絡を行う。

10. 安全教育について

イ. 安全教育全体計画

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・学習指導要領
- ・小学校安全指導の手引き等

学校教育目標
よく学び、よく遊び、
思いやりの心を大切にする
菅原小の子どもたち

- ・児童の実態
素直できまりを守ることができるが、友人につられて行動しやすい。
- ・教師の願い
子どもたちに安全について自覚し、進んで行動できる子に育てたいと願っている。
- ・保護者の願い
子どもを犯罪や事故から守りたい、安心・安全な学校であってほしいと願っている。
- ・地域の実態・願い
入り組んだ細い道が多く、工場の通勤路ともなっている。
住民は、できることは協力し、子どもたちによい人になってほしいと願っている。

安全教育の目標
・学校生活を営むのに必要なことについて理解させることとともに安全な行動ができるような態度や能力を身につける。

重点目標
・自ら判断し、進んで健康・安全な生活を送ることができる力を育てる。

- 安全教育の重点・努力点
- (1) 全職員で登下校指導に臨み、安全・防犯に対する児童の意識を高める。
 - (2) 自分の身は自分で守るという安全教育を徹底する。
 - (3) 保護者や地域との連携を十分深めることを通して、学校内外の安全確保に努め、事故を未然に防ぐ。

重点目標	低学年	中学年	高学年
進んできまりを守り、安全に行動できる態度や能力を育てる。	危険に気づき、安全な行動ができる態度や能力を育てる。	自他の安全について自ら考え、行動できる態度や能力を育てる。	
日常生活の安全を保つために必要な事柄を理解し、きまりを守り、安全に行動できる。	日常生活に潜むいろいろな危険について理解し、正しい判断の下に安全な行動ができる。	高学年として、リーダーシップをとり、自他の安全を考えて行動できる。	
交通のルールがわかり、安全な横断や歩行ができる。	交通安全について、どうしたらよいかを考え、安全に行動できる。	交通事故防止の知識理解を高め、進んで事故を防止しようとすることができる。	

- 生活安全
- 安全点検
 - ・毎月1日に実施
 - ・危険箇所は担当者が修理、業者に依頼
 - ・特別教室の管理

- 交通安全
- 登校指導
 - ・全職員参加
 - 一斉下校
 - ・毎学期
 - ・集団下校の実施(通学路の安全点検)

- 災害安全
- 避難訓練
 - ・年間4回実施(5月)
 - 風水害
 - 引き取り訓練(6月)
 - 不審者侵入(9月)
 - 火災(1月)
 - 地震

- 学習指導
- 学級活動
 - ・生活安全・交通安全・災害安全
 - 体育
 - ・保健学習
 - ・運動中の安全
 - 道徳
 - ・生命尊重
 - ・規則の遵守
 - ・公德心
 - 生活科・理科
 - 図画工作
 - 家庭科
 - 総合的な学習

- 地域諸団体との連携
- 見守り隊
 - PTA役員
 - ・交通安全指導
 - ・登校下校指導
 - 警察
 - ・交通安全教室
 - 子ども110番の家
 - 地域安全パトロール

安全点検について
毎月、月初めに点検表に従い安全点検を行い、安全指導部で集約して、管理職へ報告する。
外部へ修理依頼の必要な時は管理職に相談する。

ロ. 安全指導計画

(1) 目 標 児童の安全と校舎諸設備の保全をはかる。

(2) 災害時の組織

【総務、庶務（教頭および職員室にいるもの）】

- ① 校内の連絡 ・ ・ ・ ・ 職員および児童との連絡
・ ・ ・ ・ 学級にマイクで連絡（火災発生と同時）
- ② 消防署、警察署、市教育委員会、その他の関係団体との連絡
- ③ 重要物件の持ち出し
- ④ 校内の施設・設備の保全

【避難指導（学級担任もしくはその時限の担当者）】

- ① 児童の避難誘導ならびに収容に関すること。
- ② 各学級で人員確認、人員の異常の有無をすみやかに把握し、学校長に連絡（児童名票携行）
 - ・ 救 護（女性職員）
 - ・ 消 火（男性職員）
 - ・ 怪我人などの救護にあたる。
 - ・ 児童避難誘導後、消火活動にあたる。

(3) 災害時の集合場所

- ・ 火災時→運動場南側
- ・ 台風時→地区別児童会の教室
- ・ 地震時→運動場南側

(4) 避難経路……………※別紙参照

(5) 訓練計画（年4回）

- ・ 5月……風水害を想定
- ・ 6月……不審者侵入時の訓練
- ・ 9月……火災を想定
- ・ 1月……地震を想定

11. 「Jアラート」の対応について

I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1. 児童の避難方法や安全確保の方策

下記「II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示がで
きるようにしておく。

2 児童の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

II. Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

1. 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎など
の

地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合 >

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避
難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2. 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外(約30km)または大阪府域外に落下し
た場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れ
た場合

は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるよ
うに落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

Ⅲ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

1. Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

登校前	自宅待機
登下校時	学校に登校した、又は下校していない児童を校舎内へ避難誘導し、安全確保に努める
在校時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、児童の安全確保に努める
校外活動時	引率教員は、児童を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

2 状況別の臨時休業の取扱い等

状況パターン	A	B	C	D
	領土・領海外に落下	日本の上空を通過	領土・領海に落下（Dを除く）	枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km）または大阪府域に落下
臨時休業の取扱い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在校時	教育活動を再開			① 原則として児童を学校で保護 ② 引き続き情報収集に努める ③ 安否情報を保護者へ連絡する
登下校時	（登校時） 登校後、教育活動を再開 （下校時） 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、教育支援室まで連絡する			○学校に登校した、または下校していない児童については、在校時に準じた対応を行う
校外活動時	安全確認後、校外活動を再開			① 児童を安全な場所で保護 ② 引率教師は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③ 安否情報を保護者へ連絡する

令和7年度 非常災害時における措置

台風の接近等による小学校の臨時休業について

気象庁より、特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雨警報が発表された場合、児童の安全確保のため、下記の措置をとりますので、ご理解ご協力お願い申し上げます。

記

1. 枚方市に特別警報が発表された場合

○午前7時発表中

- ・臨時休業となります。

○登校後に発表された場合

- ・状況が判断できるまで、原則として学校に待機となります。

2. 枚方市に暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雨警報のいずれか一つでも発表された場合

○午前7時までに解除

- ・通常通りの授業を行います。

○午前7時に発表中

- ・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前7時～9時に解除

- ・2時限目から授業を開始します。(給食があります)

すべての登校班で、いつもの集合場所に9時10分に集合し、登校班で登校してください。

○午前9時に発表中

- ・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前9時～10時に解除

- ・3時限目から授業を開始します。4時限目終了後に下校となります。(給食はありません)

すべての登校班で、いつもの集合場所に10時10分に集合し、登校班で登校してください。

○午前10時に発表中

- ・臨時休業となります。

○登校後に発表された場合

- ・原則、学校に待機します。

・状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警報情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できましたら、引き渡し下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校よりまなびポケット等でお知らせします。

3. 上記以外の対応になる場合

- ・まなびポケット等でお知らせします。

その他

※各ご家庭から学校への個々のお問い合わせはご遠慮願います。

※各ご家庭では、日頃より緊急の場合の対応、避難場所の確認などについて話し合っておいて下さい

※今後、非常変災時におけるお子様の引き取り、引き渡し事案が発生した場合には、「非常変災時引き取り者登録カード」を活用させていただき、速やかな引き取り、引き渡しを行っていきます。

特別警報・暴風警報又は暴風雪警報等に伴う総合型放課後事業の運営について

土曜日及び三季休業日、学校休業日（創立記念日等）の対応 ※創立記念日は放課後オープンスクエアは実施していない

		(警報A) 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報	
		留守家庭児童会室	オープンスクエア
午前7:00	発表中	◆自宅待機	◆自宅待機
午前9:00	発表中	◆自宅待機	◆自宅待機
	解除	◆午前11時に開室 ※「弁当を持参して登室」	◆午前11時から実施 ※必要に応じて「弁当を持参して参加」
午前10:00	発表中	◆自宅待機	◆自宅待機
	解除	◆正午に開室 ※「弁当を持参して登室」	◆正午から実施 ※必要に応じて 「自宅で食事を済ませて参加」 又は「弁当を持参して参加」
午前11:00	発表中	●臨時休室	●中止
	解除	◆午後1時15分に開室 ※「自宅で食事を済ませて登室」 又は「弁当を持参して登室」	◆午後1時15分から実施 ※「自宅で食事を済ませて参加」
児童会室開室後に警報発表があった場合		●（発表以後）臨時休室 ※保護者に連絡し、お迎え要請をします。	●（発表以後）中止 ※保護者に連絡し、お迎え要請をします。

		(警報B) 特別警報	
		留守家庭児童会室	オープンスクエア
午前7:00	発表中	●臨時休室	●中止
午前9:00	発表中		
	解除		
午前11:00	発表中		
	解除		
小学校登校後・児童会室開室後に警報発表があった場合		●（発表以後）臨時休室 ※保護者に連絡のうえ、お迎えを要請します。ただし、天候等の状況次第では児童会室等または学校施設で待機し、帰宅可能と判断した段階でお迎えを要請します。	●（発表以後）中止 ※保護者に連絡のうえ、お迎えを要請します。ただし、天候等の状況次第では専用室または学校施設で待機し、帰宅可能と判断した段階でお迎えを要請します。

※ 「特別警報」解除後に引き続き「警報A」が発表されている場合、以後この「警報A」が解除されても児童会室は開室しません。

※ 保護者の方と連絡がつかない場合も想定されますので、気象情報にご留意のうえ、開室後（夏休み等は午前7時以降）に警報発表があった際は、児童会室への連絡をお願いします。

※ 交通機関・その他諸状況により、上記と異なる対応をさせていただく場合があります。

枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合

◆「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」のいずれかと同時に発令されている場合は上記対応となります。

土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示のみが発表・発令された場合で、気象情報及び避難情報により、上記対応と異なる場合は、改めて、お知らせします。

地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状 パ タ ー ン	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	<p style="text-align: center;">臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登 校 中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在 校 時	<p style="text-align: center;">地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <u>以降、臨時休業</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">児童・生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>
下 校 中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

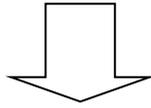
※児童は小学生、生徒は中学生を意味します。

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

校内の支援体制

担任や保護者の気づき



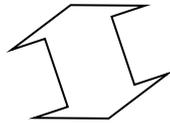
学年会・各部会等

こんな配慮をしてみよう

- 集団の中で
- 学習指導の場で
- 教室環境の工夫

保護者の意見
関係諸機関の
助言等

支援教育コーディネーター
“気づき”を支援につなげる
キーパーソン



課題

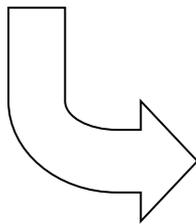
校内支援・問題行動・不登校対策プロジェクト
での検討

個別の指導計画の作成
(個別の教育支援計画)

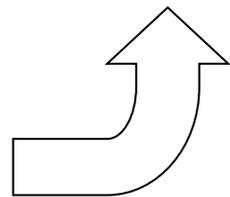
構成メンバー
校長・教頭・支援学級担任
養護教諭・支援教育コーディネーター

その他必要に応じ、担任・該当学年

個別の指導計画の点検
(個別の教育支援計画)



支援の実践



役割分担

ケース会議